

令和2年7月13日

令和元事業年度 施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告書について

一般社団法人日本施設園芸協会

令和元事業年度施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告書については、以下のとおり報告をお願いします。

1. 支援対象者から都道府県協議会への報告

施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（作成例）（以下「業法書作成例」という。）
第8条第1項に基づき、支援対象者は各都道府県協議会に報告して下さい。

業法書作成例（第8条1項）

第8条 支援対象者は、第5条第3号に定める省エネルギー等対策推進計画の目標年度までの間、各事業年度の実施状況を、翌事業年度の9月10日までに、別紙様式第3号により協議会に報告するものとする。

なお、省エネルギー等対策推進計画で掲げた燃油使用量の削減目標については、毎年度、燃油使用量の実績に基づき目標の達成状況を報告するものとする。

(1) 様式及び報告期日

提出書類：① 施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告書（令和元事業年度）
（業法書作成例別紙様式3号（第8条1項関係））

② 「年間（加温期間）使用量実績」又は「年間（加温期間）生産量実績」の根拠となる資料

期 日：9月10日

(2) 記載方法：【参考例参照】

ア 事業年度の記載方法

(ア) 鑑文（報告書送付文書）及び「(別添)」の表題は「(令和元事業年度)」と記載して下さい。

イ 「第1 施設園芸セーフティネット構築事業実施状況」

令和元事業年度に事業を実施したセーフティネット加入構成員について、記載してください。

ウ 「第2 省エネルギーに関する目標の達成状況（毎年度報告）」欄

業法書作成例第8条の「なお書き」にあるとおり、「燃油使用量の削減目標については、毎年度、燃油使用量の実績に基づき目標の達成状況を報告」することとなっており、令和元事業年度に事業を実施した者のほか、29事業年度又は30事業年度

に設園芸等燃油価格高騰対策に参加し、省エネルギー対策等推進計画を作成した支援対象者についても報告を要します。

また、「1 省エネルギー推進計画に取り組んだ事業年度」では、29事業年度から燃油価格高騰緊急対策に参加し、省エネルギー推進計画を作成した支援対象者は「平成29事業年度（目標年度：令和元事業年度）」と、また、30事業年度から施設園芸等燃油価格高騰対策に参加し、省エネルギー対策等推進計画を作成した支援対象者は「平成30事業年度（目標年度：令和2事業年度）」と、令和元事業年度に省エネルギー等対策推進計画を作成した支援対象者は、「令和元事業年度（目標年度：令和3事業年度）」と記載します。

※「燃油価格高騰緊急対策の事務手続きについて【令和元事業年度版】」では、「V-3事業実施状況報告等の提出について」の（2）に記載されています。

エ 「（2）達成状況」欄

（ア） 10a 当たりの燃油使用量削減欄の「年間（加温期間）使用量実績」は令和元事業年度（元年5月～2年6月の間）で施設園芸の加温に供したA重油及び灯油の使用量実績を記載して下さい。

また、単位生産量当たり燃油使用量を削減欄の「年間（加温期間）生産量実績」は経営面積全体の生産量を記載し、元事業年度（元年5月～2年6月の間）で施設園芸の加温に供したA重油及び灯油の使用量実績を記載して下さい。

なお、灯油の場合は、A重油換算係数（0.939）を乗じて記載して下さい。

（イ） 支援対象者は、各事業参加者等の燃油購入量の写し、燃油使用量等集計表など、「年間（加温期間）使用量実績」又は「年間（加温期間）生産量実績」を確認できる根拠資料の添付をお願いします。

また、都道府県協議会は「年間（加温期間）使用量実績」又は「年間（加温期間）生産量実績」の算出方法等の確認をお願いします。

※1 （参考）省エネルギーに関する目標の達成状況集計表（様式）を添付しましたので、事業参加者等の燃油使用量等の集計などに活用下さい。

※2 省エネルギー等対策推進計画を作成してセーフティネット構築事業に参加していた施設園芸農家が、省エネルギー等対策推進計画期間中に何らかの事情によりセーフティネット構築事業の参加を取り止めた場合、その農家が施設園芸作物を作り、加温を続けている時には省エネ目標年までは燃油使用実績報告を所属していた支援対象者に提出してもらうようにして下さい。

※3 施設園芸農家が離農等により加温を止めてセーフティネット構築事業への参加を取り止めた場合には、年間使用量の現在値は省エネルギー等対策推進計画策定時のままとし、年間使用量の目標値からは止められた農家の目標使用量を差し引いて下さい。

この場合、年間使用量の現在値の10aあたりは省エネ計画策定時の面積で除し、目標値の10aあたりは止めた農家の面積を除いた面積で除して下さい。

オ 「2 目標未達成の場合、達成に向けた取組の方向性について」欄

令和元事業年度が目標年の支援対象者が削減率15%を達成出来なかった場合には、今回の報告において、未達成の要因及び情報分析と達成に向けた取組（改善）について記載願います。

また、今後、次期目標を作成する場合には、改善点を反映させている必要があります。

(参考) 報告の流れ

支援対象者:施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告書の作成
都道府県協議会への報告期日:9月10日

都道府県協議会:施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告書の作成
日本施設園芸協会への報告期日:9月末日

支援
対象
者
経
由

施設園芸等燃油価格高騰対策の事務手続きについて【令和元事業年度版】

2 事業実施状況報告等の提出について

(2) また、第3「省エネルギーに関する目標の達成状況(毎年度報告)」は毎年度報告する必要がある。

(3) 実施状況報告の様式(業務方法書別紙様式第3号の(別添))は、単位を「キロリットル」(小数点以下第1位を四捨五入)としているので留意すること。なお、小数点四捨五入については、協議会において支援対象者からの報告の集計後に行うこと。

2. 都道府県協議会から日本施設園芸協会への報告

(1) 様式及び報告期日

提出書類：① 施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告書

(事業主体要領別紙様式第7号(第14条1項関係))

② 管理用シート

(別紙3)施設園芸セーフティネット構築事業<管理用シート>

期 日： 9月末日

(2) 記載方法

① 実施状況報告書の提出方法等

一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領(以下「主体要領」という。)第14条第1項に基づき、都道府県協議会は当協会に事業実施状況報告書(事業実施状況書の別添を含む)を紙媒体で写し1部を提出してください。

昨年度から紙媒体の提出とともに電子媒体(WORD, EXCEL、PDF等)をメールで当協会あて(nenyu@jgha.com)あて送付願います。

なお、提出方法等については前述「1. 支援対象者から都道府県協議会への報告」を参照のうえ、準用してください。

② 実施状況報告書の記載内容等

「第3目標達成状況(毎年度報告)」では、省エネルギー推進計画の取組を始めた事業年度別に(平成29事業年度(目標年度元事業年度)、平成30事業年度(目標年度:令和2事業年度)、令和元事業年度(令和3事業年度))とそれぞれ集計したものを記載して下さい。

なお、当協会への報告にあたっては、事務簡素化のため次のとおりとします。

ア 施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告書の「第3目標達成状況(毎年度報告)」の「(2)達成状況」の「年間(加温期間)使用量実績」及び「年間

(加温期間)生産量実績」の根拠となる資料は、協会への提出省略可能

イ 実施状況報告書の補助金額欄の計数とセーフティネット構築事業の添付資料

「支援対象者別の事業参加者の内訳一覧表」の燃油補填金積立額が一致しないことがありますので、管理シートと内訳一覧を照らし合わせるためにも内訳一覧には必ず支援対象者別に合計欄まで計数を記載して下さい。

③ 管理用シートの提出

管理用シートを紙媒体及びExcelファイル(メール送付)で提出願います。

様式ファイルは、当協会HPトップページからもダウンロードできます。

当協会HPトップページ>施設園芸の燃油価格高騰対策>事業実施者用事務マニュアル:「施設園芸等燃油価格高騰対策の事務手続について」>(旧資料【令和元事業年度】):(別紙3)施設園芸セーフティネット構築事業<管理用シート>元事業年度版

(3) 留意事項

施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告書の「年間（加温期間）使用量実績」及び「年間（加温期間）生産量実績」の根拠となる資料の根拠となる資料は、農林水産省から提出を求められる場合があります。

主体要領（第14条第1項）

「事業実施者は、目標年度までの間に、各事業年度の実施状況を、翌事業年度の8月末日（…〈略〉…）までに別紙様式第7号により本法人に報告するものとする。」

なお、第9条第1項により事業実施計画で定めた省エネルギーに関する目標については、目標年度における燃油使用量の実績に基づき目標の達成状況等を報告するものとする。」

(別添)

施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告書

第2事業別内訳

1 施設園芸セーフティネット構築事業

(注) それぞれの支援対象者毎に内訳そして事業参加者の一覧表（氏名、住所、燃油購入数量設定量、燃油補填積立金額、当該年度補填金支払額等）を作成し、添付する。



(別紙3)施設園芸セーフティネット構築事業<管理用シート>元事業年度版